環境放射線モニタリング測定結果等作成業務仕様書(案)

1 概要

(1) 本仕様書の目的

この仕様書は、福島県(以下「発注者」という。)が本業務委託における受託者(以下「受注者」という。)に委託する、環境放射線モニタリング測定結果等作成業務を円滑かつ効果的に履行するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(2) 受託業務の範囲

受注者の業務範囲は「2 業務内容」のとおりとする。

(3) 履行期限(業務実施期間)

令和7年4月1日から令和8年3月31日

(4) 受注者の業務

受注者は本仕様書に基づき本事業を忠実かつ確実に履行するものであること。

(5) 疑義及び軽微な変更

ア 本仕様書において疑義又は不明な点が生じた場合は、発注者と受注者が協議のう え解決するものとする。

イ この委託業務実施上必要となる軽微な変更については、発注者と受注者が協議の うえ解決するものとする。

(6) 費用負担等

本業務に必要な下記の事項に必要な経費は、すべて受注者の負担とする。

- ア 本業務中における、機器及び施設等に及ぼした障害等の復旧に要する経費。
- イ 移動するための経費(事故時の措置費用、燃料代等含む。)及び職員の旅費。
- ウ 本業務に必要なパソコン、プリンタ、ネットワーク関連機器等に係わる経費。

(7) 発注者が準備する備品等

福島県環境放射能テレメータシステム端末、ホームページ更新用パソコン及び県HP 作成ツール (CMS)

(8) 提出書類

受注者は、契約後、以下の書類を提出し、発注者の承諾を得るものとする。

No	提出書類等	提出期限	
1	着手届	契約日より7日以内	
2	業務責任者選任届	契約日より7日以内	
	(2名以上、経歴書を添付のこと)		
3	業務完了報告書	業務完了後速やかに	
4	成果品データ等一式を収録した記録メ	業務完了報告書に添付	
	ディア (DVD-R 等) **		
5	その他発注者が必要とするもの	必要の都度	

※成果品データについては、公表資料 (PDF 等) だけでなく、元となる編集可能データも含めること。

(9) その他

- ア 発注者は、受注者に対し、必要に応じて業務の実施内容や実施手順等について報告を求めることができる。受注者は、これに従わなければならない。
- イ 受注者は、委託契約書第 15 条、第 16 条に定める事項及び発注者が開示する情報セキュリティポリシーの内容を十分理解し、本業務に関わるすべての者に教育及び研修を実施し、その遵守を徹底すること。
- ウ 発注者は、受注者が委託契約書第 15 条、第 16 条に定める事項及び情報セキュリティポリシーに基づき適切な管理を行っているか、業務委託期間中、随時確認を行い、その結果に基づく指導を行い、また報告を求めることができるものとする。 指導等があった場合、受注者はその内容に従わなければならない。

2 業務内容

受注者は、福島県が実施する環境放射線モニタリングの測定結果について、資料作成、メール等による資料送付、データ確認、HP更新等を行うとともに、「福島県放射能測定マップ」へのデータ登録を行うこと。

※必要に応じて、主に Windows 上で動作する Microsoft Excel (マクロ、関数計算等)を 受注者の責任において使用しながら作業すること。

(1) モニタリングポストによる測定結果の取りまとめ等

ア 毎日(土、日、祝日、12月29日から1月3日迄を除く。) 15時現在の次の地 点の測定データを、福島県環境放射能テレメータシステム端末、福島県放射能測定マ ップ及び原子力規制庁HPからダウンロードのうえ、別紙1、2及び3を作成するこ と。測定値は小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位まで表示させること。また、著 しい変動がないか確認するとともに、測定値が1週間以上欠測していないか確認し、 異常がある場合は発注者へ報告をすること。その他、データが固定されていないか等

- も確認し、異常がある場合は発注者へ報告をすること。
 - (ア) 県内7方部 環境放射能測定結果(暫定値)【モニタリング1】(別紙1) 県北保健福祉事務所、郡山合同庁舎、白河合同庁舎、会津若松合同庁舎、南会津 合同庁舎、南相馬合同庁舎及びいわき合同庁舎に設置されているモニタリング ポストの測定結果
 - (イ) 各地方 環境放射能測定値(暫定値)【モニタリング2】(別紙2) 福島県内に設置されている可搬型モニタリングポスト等の測定結果 (約600地点)
 - (ウ)環境放射能測定結果(暫定値)の状況(別紙3) ア(ア)と(イ)のまとめ
- イ アで作成した資料を発注者が示すメールアドレスへ送付し、発注者の確認を受けること。
- ウ 発注者によるイの確認後、福島県庁北庁舎の放射線監視室執務室において発注者 が用意するパソコンからHPの更新作業を行うとともに、アで作成したデータを発 注者が利用出来るように取りまとめて保存すること。
- エ ア(ア)の【モニタリング1】のHP更新方法については、別紙1 (PDF)を作成し、前回までの作成資料に当日分を追加のうえ、HP上に掲載する。ただし、休日分については、休日明けの平日に休日分の別紙1 (PDF)を作成し、前回までの作成資料に休日分と当日分を追加のうえ、HP上に掲載する。また、当月分について、原則翌月1日 (休日の場合は翌平日) にPDF及びCSVをHPに掲載する。
- オ ア(イ)の【モニタリング2】のHP更新方法については、別紙2(PDF)を作成し、HP上に掲載する。ただし、当月分については休日分を含めた月全体のデータを取りまとめ、原則翌月1日(休日の場合は翌平日)にPDF及びCSVをHPに掲載する。
- カ 当該資料を県内各市町村等へメール送信すること。メールアドレスについては発 注者が別途示す。
- キ ア~ウの作業を原則、当日16時30分までに行うこと。
- ク アに規定する日以外の日に本業務を行う場合もあるため、協議し対応すること。 (この場合は、概ね2週間前まで協議を行うこととする)。

(2) 定時降水環境放射能測定結果の取りまとめ等【モニタリング5】

- ア 環境創造センター福島支所から測定データが送付されるので(平日のみ)、それを 基に別紙4を作成すること。
- イ アで作成した資料を発注者が示すメールアドレスへ送付し、発注者の確認を受けること。
- ウ 発注者によるイの確認後、福島県庁北庁舎の放射線監視室執務室において発注者

が用意するパソコンからHPの更新作業を行うとともに、アで作成したデータを発注者が利用出来るように取りまとめて保存すること。

- エ ウのHP更新方法については、別紙4(PDF)を作成しHPへ掲載する。また、 各月ごとにデータを取りまとめ、HPへ掲載する。
- オ 当該資料を県内各市町村等へメール送信すること。メールアドレスについては別 途示す。
- カ ア〜オの作業を当日中又は翌開庁日までに行うこと。

(3) 環境放射線移動モニタリング調査結果の内容確認、取りまとめ等

ア 発注者が別に委託して実施する次の調査の測定結果について、測定状況を確認するとともに、それぞれ次に掲げる資料をイ以降に定めるとおり確認及び作成すること。測定値は $1.0\,\mu$ Sv/h 以上の場合は、小数点第 2 位を四捨五入し小数点第 1 位まで表示させること。 $1.0\,\mu$ Sv/h 未満の場合は、小数点第 3 位を四捨五入し、小数点第 2 位まで表示させること。

	調査名	作成資料	施設数又は 地点数	調査時期
(ア)	環境放射線モニタリング・ メッシュ調査	別紙 5	約 2,900 地点	概ね4~5月
(イ)	集会所等調査	別紙 6	約 2,400 施設	概ね5~6月
(ウ)	観光地調査	別紙 7	約 300 施設	概ね6~7月
(工)	児童福祉施設等調査	別紙8	約 700 施設	概ね7月
(オ)	学校等調査	別紙 9	約 1,500 施設	概ね8~9月
(カ)	都市公園等調査	別紙10	約 1,000 施設	概ね9~10月
(キ)	環境放射線モニタリング・	別紙11~	約 6,000 地点	概ね10~11月
	メッシュ調査(詳細調査)	別紙13		

※令和7年度の予定数のため、変動する可能性がある。

イ 調査準備

- (ア)ア(ア)~(カ)について、環境創造センターから受注者に送付する(平日のみ) 調査地点に対し、新規地点の重複及び測定施設情報に不備がないか確認し、環境 創造センターが確認を依頼してから1週間以内に結果を報告する。
- (イ) ア(キ)について、環境創造センターから受注者に送付する(平日のみ)調査地点に対し、調査枠(100mメッシュ)を記載した地図データ(KMZファイル等)を1ヶ月以内に作成し、環境創造センターへメールで送付すること。また重複地点がないこと等の確認を行うこと。

ウ 資料の作成

$(r) r(r) \sim (h)$ (h)

- ・環境創造センターから受注者に送付する測定データと前回の測定値との変動を 比較し、異常な測定値が見られないか確認を行い、異常な測定結果等がある場合は環境創造センター担当者まで報告すること。
- ・該当調査終了後、環境創造センターから受注者に送付する測定結果資料、測定 状況写真等を、前年度の同調査における調査地点と比較し大きなずれがないか 等、調査対象地点全地点について確認した上で、環境創造センターより送付が あった日から概ね1か月以内に環境創造センター担当者へ報告すること。
- ・環境創造センターよりデータを確認し、問題ない旨連絡があった日から、概ね 2週間以内に調査日ごとのデータを一つのデータに取りまとめ、施設名、調査 年月日、測定値、備考等が正しく記載されているか確認した上で、環境創造センターへ送付すること。修正が必要な場合は、修正箇所が明確になるよう表示 させること。

(イ) ア(キ)について

- ・測定データを環境創造センターから受注者に送付するので(平日のみ)、調査 枠ごとに測定データ情報を記載した地図データ(KMZファイル等)を3日以 内に作成し、環境創造センターへメールで送付すること。またその際、測定に 不備がないか確認を行い、不備地点の報告を行うこと。
- ・当該調査終了後、測定結果資料、測定状況写真等を環境創造センターから受注 者へ送付するので、市町村名、緯度経度、調査月日、測定値が正しく記載され ているか確認した上で、環境創造センターへ送付すること。修正が必要な場合 は、修正箇所が明確になるよう表示させること。
- ・別紙11及び調査枠ごとに測定データ情報を記載した地図データ(KMZファイル等)を当該調査終了後、環境創造センターよりデータの送付があった日から概ね6週間以内に環境創造センターへメールで送付すること。
- ・メッシュマップ(案)を環境創造センターから受注者へ送付するので、測定値の入ったメッシュの位置、測定値とメッシュの色、地図の表記の重複や不足の有無についての確認を概ね2週間以内に行うこと。修正が必要な場合は、修正箇所を明示し、確認した結果を環境創造センターへメールで連絡すること。
- ・メッシュマップ(確定版)を環境創造センターから受注者へ送付するので、H P用一覧表(別紙12及び13)を概ね1週間以内に作成し、環境創造センタ ーへメールで送付すること。なお、具体的なスケジュールは別途発注者から示 す。

エ HP更新作業

ア(ア)~(キ)について発注者及び環境創造センター担当者と協議をしたうえで、

福島県庁北庁舎の放射線監視室執務室において、調査計画又は調査結果のうち、発注者が指定するものを発注者が用意するパソコンからHPの更新作業を行う。なお、HP更新等のスケジュールは別途発注者から示す。

(4) その他、福島県が実施する環境放射線モニタリング等の結果についてHP更新

上記(1)~(3)に定めるもののほか、発注者が実施する環境放射線モニタリングの結果 等について、発注者が作成した資料及び当該業務で作成した資料について、コンテンツ マネジメントシステム (CMS) を用いて、随時HP更新作業を行うこと。

・走行サーベイ(1回/月程度)など

(5) 福島県放射能測定マップ※1の更新

- ア 福島県放射能測定マップにおける、システムで自動更新されない地点の数値について、福島県環境放射能テレメータシステム端末及び原子力規制庁HPからダウンロードの上、毎日(土、日、祝日、12月29日から1月3日迄を除く。)10時及び17時頃までにそれまでの全10分値を、福島県放射能測定マップに更新すること。対象となる地点や福島県放射能測定マップの更新方法については、発注者が別途示す。
- イ 福島県が実施しHPで公表した環境放射線モニタリングの結果について、福島 県環境放射能測定マップへ登録する。(1)~(4)の業務のほか、以下を含むもののう ち、発注者が指示したものを対象とする。登録するデータ・時期等については発注 者が別途指示する。
 - (ア) 福島第一原子力発電所周辺海域におけるモニタリング
 - (イ) 漁場調査
 - (ウ) 水浴場調査
 - (エ) その他、発注者が指示する環境放射線モニタリング
- ウ 総合モニタリング計画^{※2} に基づく海域モニタリングについて、福島県以外の各機関が測定した結果のうち、発注者が指示したものについて福島県放射能測定マップへ登録する。

原則として令和6年度及び7年度の調査結果のうちデータ形式(Excel、csv等)で公表されているものを対象とするが、詳細な登録対象・登録時期・登録データ等は発注者が別途示す。

※1 福島県放射能測定マップ

https://fukushima-radioactivity.jp/pc/

※2 総合モニタリング計画(原子力規制委員会)

https://radioactivity.nsr.go.jp/ja/

(6) 原子力発電所周辺環境放射能監視測定結果入力作業

令和6年度の原子力発電所周辺監視における空間放射線量及び環境試料の核種濃度を発注者が指定する様式に入力すること。

(7) その他の業務

上記のほか、発注者が指示する環境放射線測定結果等についてのデータ収集、集計、 資料作成、資料印刷、HP更新を行うこと。

また、データに追記や加筆・訂正があった場合には、再度、同様の作業を行うこと。

3 実施場所

HP更新作業は福島県庁北庁舎放射線監視室執務室内において、発注者が指示するパソコンを用いて行うものとする。

4 その他

令和8年度も環境放射線モニタリング測定結果等作成業務を実施する場合において、 異なる受注者に決定した場合(以下:「令和8年度受注者」という)、受注者は、令和8年 度受注者に対し、本契約の期間内に業務の引継ぎ(具体的な作業手順の説明、資料の引継 ぎ等)を適切に行うこと。